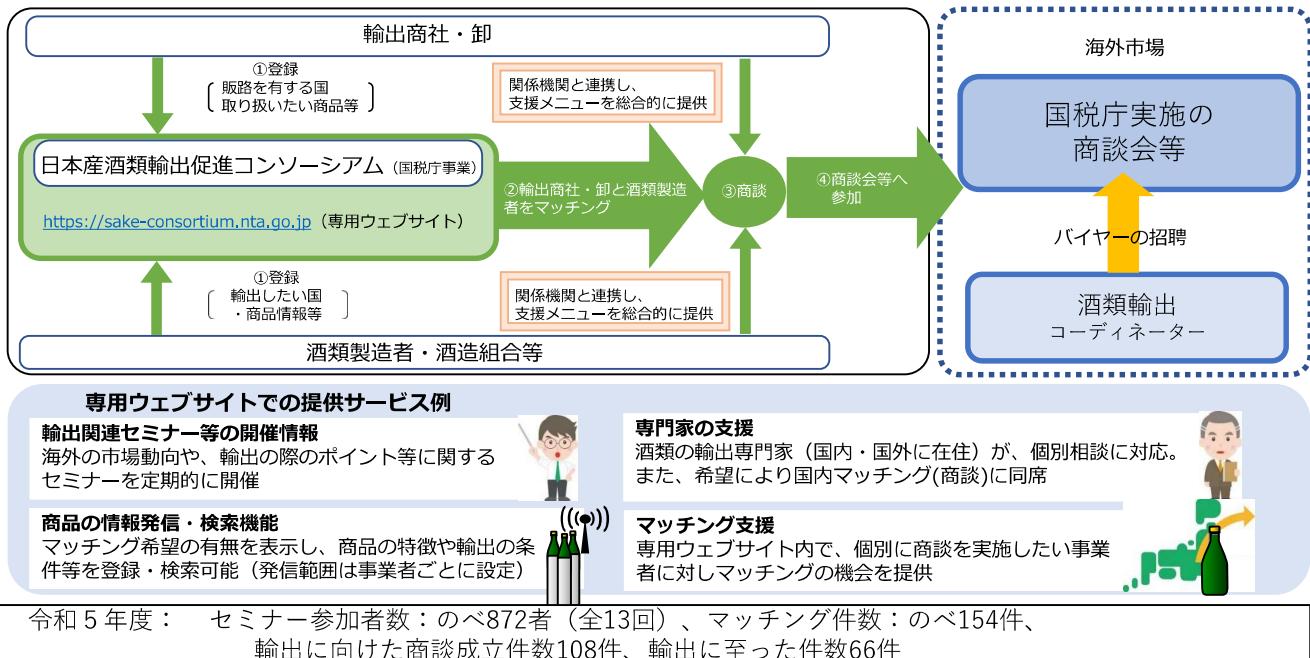


43 令和5年度 日本産酒類輸出促進コンソーシアム

輸出促進に向けた環境整備の観点から、国内の「酒類製造者」と「輸出卸・商社」等が参加する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、専門家セミナーの開催、事業者間マッチング、海外商談会・展示会の参加募集、等の支援を行う。

(参考) 事業者数(令和5年12月末時点)

	酒類製造者・酒造組合	卸売事業者	その他(自治体等)	総計
コンソーシアム登録事業者数	1,224	363	239	1,826
酒類事業者数	2,253	1,862	—	4,115

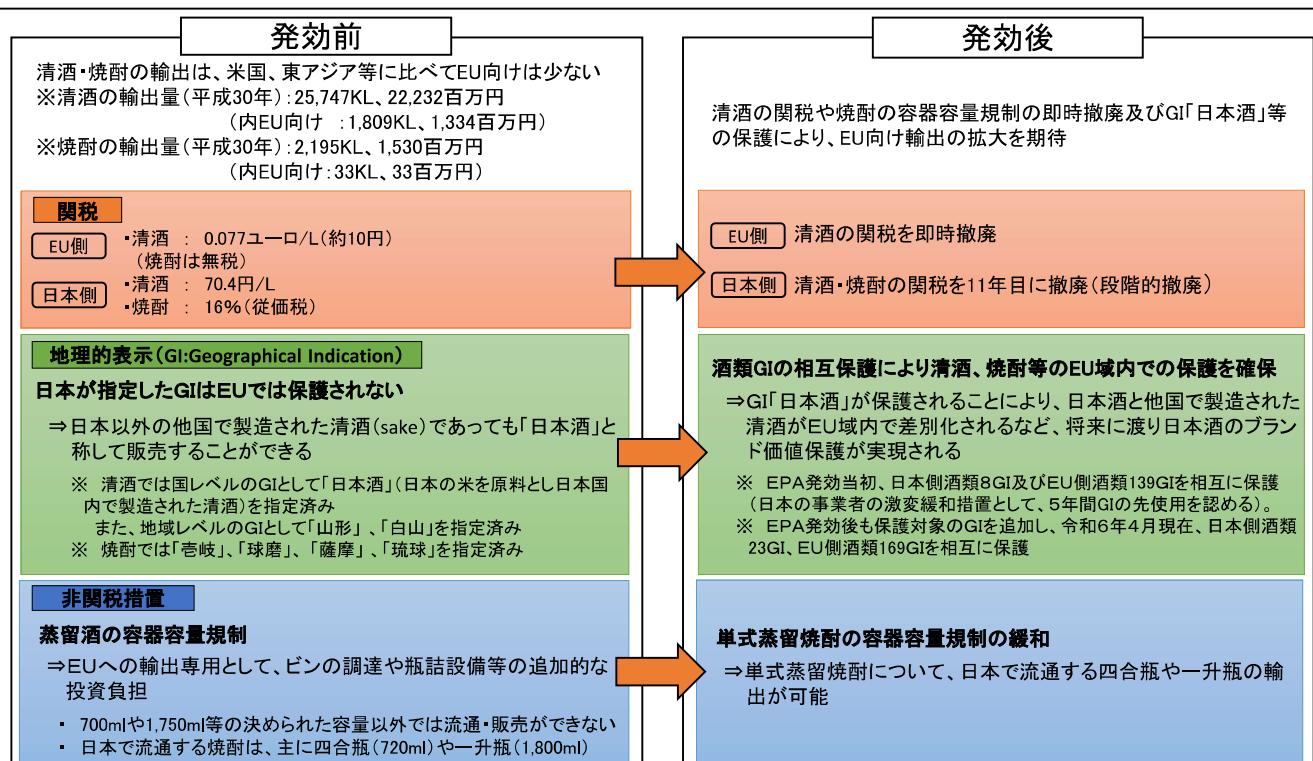


44 日EU経済連携協定(EPA)の概要

日EU・EPA(清酒・焼酎)

【平成31年2月1日発効】

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎(泡盛を含む)の競争力を高め、新たな市場を確保



清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

発効後 (Right):

- EU側: 清酒の関税を即時撤廃
- 日本側: 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎等のEU域内での保護を確保

- ⇒ GI「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
- ※ EPA発効当初、日本側酒類8GI及びEU側酒類139GIを相互に保護(日本の事業者の激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)。
- ※ EPA発効後も保護対象のGIを追加し、令和6年4月現在、日本側酒類23GI、EU側酒類169GIを相互に保護

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

- ⇒ 単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能